

自動車検査証の有効期間及び定期点検時期早見表

対象車種		点検区分等	定期点検の間隔							検査証の有効期間		備考（主な車種等）	
			3ヶ月 (別表3)	3ヶ月 (別表4)	6ヶ月 (別表5)	6ヶ月 (別表5の2)	1年 (別表6)	1年 (別表7)	初回	2回目以降			
運送事業用	旅客	普通・小型	○							1年	←	バス、タクシー、ハイヤー	
		軽	○							2年	←	福祉タクシー	
	貨物	GVW8トン以上	○							1年	←	貨物運送事業者のトラック（三輪を含む）	
		GVW8トン以上トレーラ		○						1年	←		
		GVW8トン未満	○							2年	1年		
		GVW8トン未満トレーラ		○						2年	1年		
		軽自動車					●			2年	←		
	電極	通常タイプ	○							2年	←	電極	
		定員11名以上	○							1年	←	電極車バス形状	
		軽自動車					●			2年	←	電極	
レンタカー	貨物	GVW8トン以上	○							1年	←	トラック（三輪を含む）	
		GVW8トン以上トレーラ		○						1年	←		
		GVW8トン未満	○							2年	1年		
		GVW8トン未満トレーラ		○						2年	1年		
		軽自動車			○					2年	←		
	乗用	定員11名以上	○							1年	←	マイクロバス	
		幼児専用車	○							1年	←	園児送迎車	
		普通・小型			○					2年	1年	マイカー型	
	軽自動車			○					2年	←			
	二輪	三輪	○							2年	1年	250ccを超えるバイク（三輪バイクを含む） 126cc以上250cc以下のバイク（三輪バイクを含む）	
		小型				○				2年	1年		
	特種	検査対象外軽自動車				○				無	←	キャンピング車 タンク車、冷蔵冷凍車	
		普通・小型	○							2年	1年		
		GVW8トン以上	○							1年	←		
		GVW8トン以上トレーラ		○						1年	←		
		GVW8トン未満	○							2年	1年		
	大特	GVW8トン未満トレーラ		○						2年	1年	ホイール・クレーン フォーク・リフト ストラドル・キャリヤ、ポール・トレーラ	
		軽自動車			○					2年	←		
		GVW8トン以上	○							1年	←		
		GVW8トン以上トレーラ		○						1年	←		
GVW8トン未満		○							2年	1年			
家用自動車	貨物	GVW8トン未満トレーラ		○					2年	1年	トラック（三輪を含む）		
		軽自動車					●		2年	←			
		定員11名以上	○							1年		←	マイクロバス
		幼児専用車			○					1年		←	園児送迎車
		普通・小型					●			3年		2年	一般の乗用車（マイカー）
	軽自動車					●			3年	2年			
	二輪	三輪			○					2年	←	250ccを超えるバイク（三輪バイクを含む） 126cc以上250cc以下のバイク（三輪バイクを含む）	
		小型						●		3年	2年		
	特種※☆	検査対象外軽自動車						●		無	←	キャンピング車、教習車（乗用）、消防車 タンク車、散水車、現金輸送車、ボート・トレーラ、コンクリート・ミキサー車、冷蔵冷凍車、活魚運搬車、給水車	
		普通・小型	○ _{8t以上}		○ _{8t未満}					2年	←		
GVW8トン以上		○							1年	←			
GVW8トン以上トレーラ			○						1年	←			
GVW8トン未満		○							2年	1年			
大特※	GVW8トン未満トレーラ		○						2年	1年	ホイール・クレーン フォーク・リフト ストラドル・キャリヤ、ポール・トレーラ		
	軽自動車					●			2年	←			
	GVW8トン以上	○							2年	←			
	GVW8トン以上トレーラ		○						1年	←			
	GVW8トン未満	○							2年	1年			
大特※	GVW8トン未満トレーラ		○						2年	1年	ストラドル・キャリヤ、ポール・トレーラ		
	軽自動車			○					無	←			
	検査対象外軽自動車			○					無	←		そり付き、カタピラ付軽自動車	

(注) 1. 点検整備記録簿の保存期間は ●印：2年 ○印：1年

2. GVW：車両総重量

※印 積載量が指定されていて物を運搬することが目的とされる為に、これまで貨物車として取り扱われ、有効期間が1年であったものにおいては、車両総重量8トン未満について初回のみ2年となる。

☆印 ただし、次の形状の特種自動車は最大積載量が500kg以下でも2回目の有効期間は1年となる。（用途区分通達4-1-3(1)の自動車）
・タンク自動車、ボートトレーラ、冷蔵冷凍車、現金輸送車、販売車等特殊な物品を運搬するための特殊な物品積載装置を有する自動車